

## 第4 環 境 保 全



# 第4 環境保全

## 1 総合的施策

### (1) 京都市環境基本条例（平成9年3月公布）

新しい時代に対応した環境政策、つまり社会経済システムのあり方の検討も含めて環境そのものを総合的にとらえ、望ましい都市像の創出に向けたあらゆる対策を行うことを目的に、環境の保全に関する基本理念や市・事業者・市民及び滞在者それぞれの役割を明らかにするなど、環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例である。

<基本理念>

- ・健全で恵み豊かな環境を大切に継承する
- ・環境への負担を抑え、持続的に発展する都市をめざす
- ・京都市にかかる全員の参加と協力
- ・京都の環境の特質を生かす
- ・地球環境の保全の推進

### (2) 京(みやこ)の環境共生推進計画(平成18年8月策定)

「新京都市環境管理計画（平成8年3月。以下「旧計画」という。）の策定以降の10年間で、本市を取り巻く環境は変化してきており、国における「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月）や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月）など各種の法整備や二酸化炭素排出量増加など拡大・複雑化する環境問題に対応するため、旧計画に代わる、新たな計画を策定する必要が生じた。

このため、平成18年7月の京都市環境審議会答申等に基づき、同年8月に、本市が目指す環境像を『環境への負荷の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都』として掲げた、新たな本市環境行政のマスタープランである「京(みやこ)の環境共生推進計画」を策定した。

#### ア 主な策定方針

##### a 重点プロジェクトの設定

環境行政の推進において、集中的かつ短期的に解決すべき課題である以下3項目を重点プロジェクトとして設定した。

- ・家庭、事務所における二酸化炭素排出量の削減
- ・自動車に過度に依存しないまちづくりの推進
- ・発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進

##### b 旧計画策定以降の国の各種法整備や京都市における条例・計画の策定等への対応

「循環型社会形成推進基本法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」など新たな法整備や、「京都議定書」の発効などを受け、廃棄物の発生抑制や再使用の推進、地球温暖化対策の推進など、今日的な環境課題に対応できる内容とした。

##### c 指標を用いた適切な計画の進行管理システムの構築

計画の適切な進行管理を行うため、環境指標を設定するとともに、二酸化炭素排出量や緑被率など本市独自に設定が可能なものについて数値目標を示した。

## **イ 計画の目的・位置づけ**

### **a 計画の位置づけ**

「京都市環境基本条例」（平成 9 年 3 月）第 9 条の規定に基づく環境基本計画

### **b 計画期間**

平成 18 年度から 27 年度に至る 10 年間

### **c 計画対象**

<対象とする地域>

京都市全域とするが、京都の環境は行政区域の内部で独立しているものではなく、近隣地域や地球規模の環境と相互に密接に関連していることに配慮し、国や府、近隣市町村との連携及び協調により推進する。

<対象とする環境の分野>

公害による環境汚染等の防止に止まらず、良好な自然環境から、歴史的文化環境や本市固有の都市景観の保全、地球環境の保全までを含む。

## **(3) 京都市環境審議会（平成 6 年 8 月設置）**

市長の諮問機関として、京都市環境基本条例第 34 条に基づき設置しているもので、本市の環境保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、市長に対し意見を述べるものである。

委員は、学識経験者、関係行政機関、各種団体の代表等 35 人以内の委員により構成されている。（任期 2 年、委員数 30 名）

平成 21 年 3 月末までの答申件数は累計 21 件（前身の公害対策審議会答申 12 件を含む。）である。

## **(4) 京都市環境保全推進会議**

今日の環境問題は、公害問題に加え、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、酸性雨といった地球環境問題等まで広範囲に及んでいる。

このため、全庁的にこれらの問題に対応し、連絡調整機能の充実を図るとともに、総合的かつ計画的に環境保全行政を推進していくため、平成 8 年度に「京都市環境保全推進会議」を設置した。

本会議には、ダイオキシン類特別対策会議（ダイオキシン類特別対策専門部会、環境ホルモン特別対策専門部会）と 4 つの部会（環境影響評価専門部会、京の環境共生推進計画専門部会、有害化学物質対策専門部会、ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策専門部会）を設け、環境保全の施策等について検討している。

## **2 環境影響評価**

### **(1) 環境影響評価制度**

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業等の実施に際し、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、市民等の意見を聴き、その事業について適正な環境配慮を行うことにより、健全で恵み豊かな環境を保全しようとするものである。

国においては、昭和 59 年 8 月に国が関与する大規模な事業を対象とした「環境影響評価実施要綱」が定められ、本市においても対象事業の種類及び規模等について本市の特性や都市規模を考慮した独自の制度として、平成 5 年 10 月に「京都市環境影響評価要綱」を策定し、平成 6 年 4 月から実施した。

その後、地球環境問題等の新たな環境問題への対応や要綱による行政指導の限界等に対応するため、国においては平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」を、また本市においても平成 10 年 12 月に「京都市環境影響評価等に関する条例（以下「市条例」という。）」を制定し、平成 11 年 6 月から施行している。

市条例では、法の対象としていない事業種やより小規模な事業を対象事業とともに、法には定められていない事前配慮や事後調査について独自の規定をおいている。

## （2）京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）制度

事業の主な内容が固まる前の計画段階での本市が策定する計画を対象に幅広い観点から環境への配慮を行う制度として、京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱を策定し、平成 16 年 10 月から実施している。

## （3）京都市環境影響評価審査会（平成 11 年 6 月設置）

環境影響評価制度等に係る市長の諮問機関として、京都市環境影響評価等に関する条例第 39 条に基づき設置しているもので、事前配慮及び技術指針の策定及び改定並びに方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるものである。

委員は、20 人以内の学識経験者により構成されている。（任期 2 年、委員数 15 名）

平成 21 年 3 月末までの答申件数は累計 10 件である。

# 3 環境保全資金融資制度

中小企業に対して、公害防止施設の設置や移転資金等について融資制度を設けている。

平成 21 年度から制度を拡充し、乗用電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）の購入、電気自動車用充電設備の設置、屋上・壁面緑化措置についても融資対象とした。

【平成 21 年度 環境保全資金融資制度】

区分	融資限度額	年利	貸付期間
設備資金（ボイラ一燃種転換等）	4,000 万円	1.5%	10 年
アスベスト対策資金			
フロンガス対策資金			
太陽エネルギー利用設備資金			
移転資金	5,000 万円	2.9%	10 年
屋上等緑化措置資金	1,000 万円	1.5%	5 年
低公害自動車（電気自動車等）購入資金	2,000 万円	2.0%	5 年
電気自動車充電設備資金	2,000 万円	1.5%	10 年

## 4 環境マネジメントシステム

### (1) ISO14001

1992年（平成4年）に開催された地球サミット（環境と開発に関する国連会議）を機に、事業者が環境に配慮した事業活動を行うために、自主的に環境対策に取り組むシステムが求められるようになり、ISO（国際標準化機構）は1996年（平成8年）に「環境マネジメントシステム」に関する国際規格であるISO14001を発行した。

わが国でもISO14001を翻訳したJISQ14001（1996年発行、2004年改訂）が発行され、企業や行政機関で認証を取得する動きが広まっている。

本市では、民間事業者のISO14001の認証取得及び維持を支援するため、環境関連法規の制定、改正の情報提供や相談業務を行っている。

### (2) KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

ISO14001の認証取得が困難な中小企業等でも容易に環境保全活動に取り組めるような環境マネジメントシステム規格として、京のアジェンダ21フォーラムが策定したKES・環境マネジメントシステムの認証拡大に取り組んでいる。平成13年4月から京アジェンダ21フォーラムのKES認証事業部で認証を行ってきたが、現在は平成19年4月に設立された「特定非営利活動法人KES環境機構」において認証が行われている。これまでに市内では、ステップ1：482件、ステップ2：145件（平成21年10月1日現在）の事業所が認証を取得している。

＜ステップ1：環境問題に取り組み始めた段階＞

＜ステップ2：将来ISO14001の認証取得を目指す段階＞

また、KESを学校教育に即した内容としたKES学校版「環境にやさしい学校」（平成17年度に再構築）がKES環境機構と京都市教育委員会の協力により構築されており、平成20年度から、すべての小・中・総合支援学校（260校）が認定校として取り組んでいる。

### (3) 市役所の率先実行（ISO14001、新環境マネジメントシステム「KYOMS」）

本市では、平成12年1月の山科区役所、青少年科学センター及び東部クリーンセンターでの認証取得をはじめとして、順次、工業技術センター（平成13年2月）、京都市役所本庁舎（消防局本部庁舎を含む、平成15年9月）及び石田水環境保全センター（平成16年2月）でISO14001の認証取得をしてきた。

オフィス系部門では、平成17年9月に、市役所本庁舎にすべての区役所・支所及び上下水道局本庁舎を認証範囲に加え、改めて京都市役所オフィス系関連庁舎として統合し、更に、平成19年9月に交通局本庁舎も認証を取得した。

事業系部門では、すべての水環境保全センター（平成17年12月）、東北部クリーンセンター（平成18年3月）、子育て支援総合センターこどもみらい館（平成19年3月）、及びすべての浄水場（平成20年3月）南部クリーンセンター（平成20年12月）が認証取得しているところである。

平成21年9月1日からは市役所本庁舎、消防局本部庁舎、上下水道局本庁舎、交通局本庁舎及びすべての区役所・支所のオフィス系関連庁舎では、これまでのISO14001を運

用してきた経験を踏まえ、ISO規格を準用した本市独自の環境マネジメントシステムである「KYOMS」(京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム)の運用を開始し、ISO14001認証取得に掛かる経費を削減すると同時に、より実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組を推進している。

また、本市では、環境を保全する取組の費用と効果を市民に分かりやすく説明するとともに、評価結果を今後の改善・見直しにつなげていくことをねらいとして、平成15年度(平成14年度集計分)からISO14001等の成果を可能な限り定量的に把握し、集計する環境会計の取組を進めている。

## 5 公害対策

### (1) 大気汚染

#### ア 大気汚染の現状

##### a 大気汚染常時監視

一般環境大気測定局10局(市役所、壬生、南、伏見、山科、左京、西京、久我、北、醍醐)、自動車排出ガス測定局6局(南、大宮、山科、上京、西ノ京、桂)及び気象測定局2局(京都タワー、比叡山)で大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視を行い、テレメーターシステムにより衛生公害研究所で集中管理を行っている。

なお、平成18年度及び19年度における自排局南は測定局舎工事のため欠測であり、また、平成20年度における自排局大宮は、阪急電鉄大宮駅施設整備事業に伴う移設により、測定時間が有効測定時間に達していないことから、評価の対象にはならないため、年平均値には含まない。

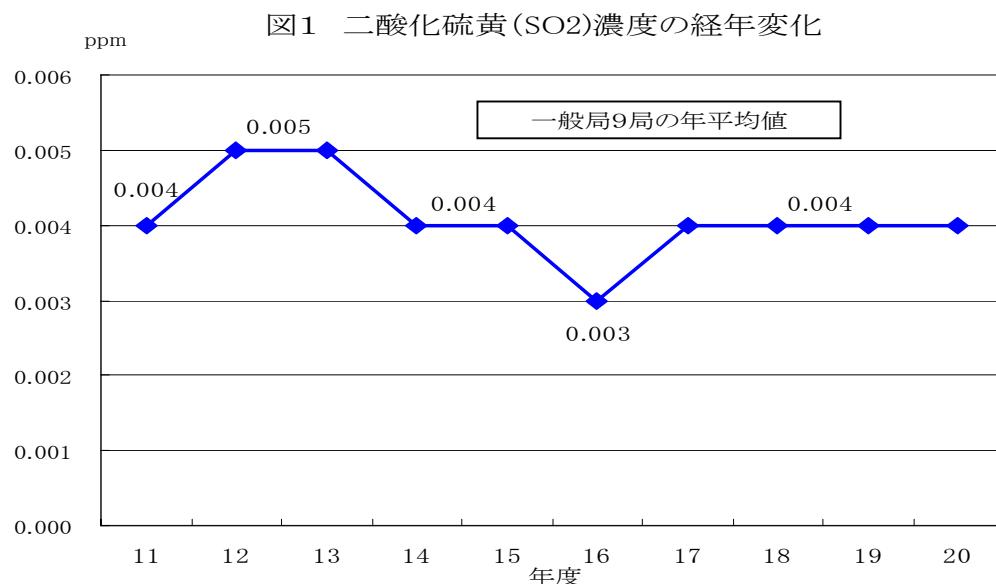


図2 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)濃度の経年変化

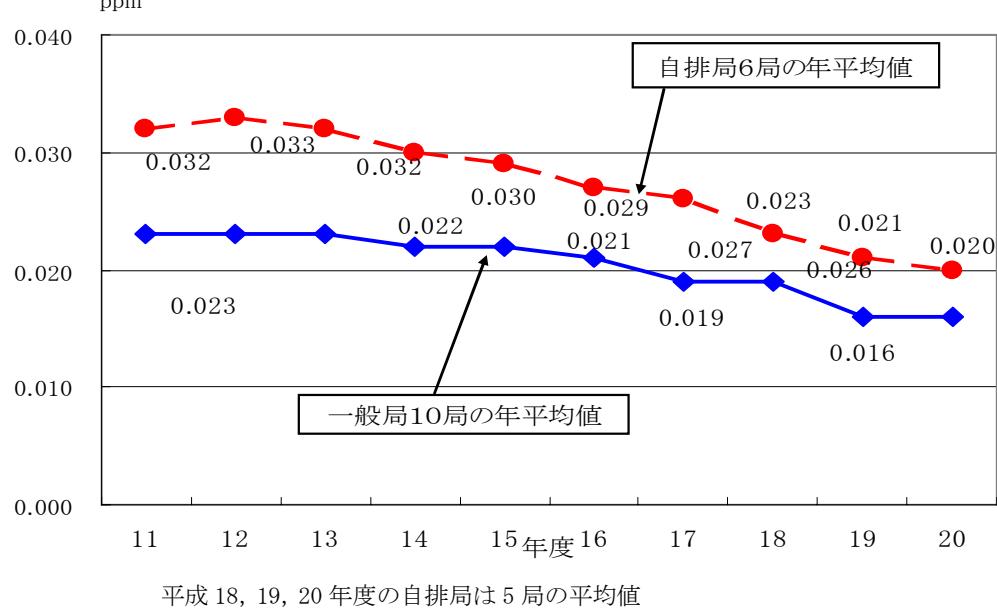


図3 浮遊粒子状物質(SPM)濃度の経年変化

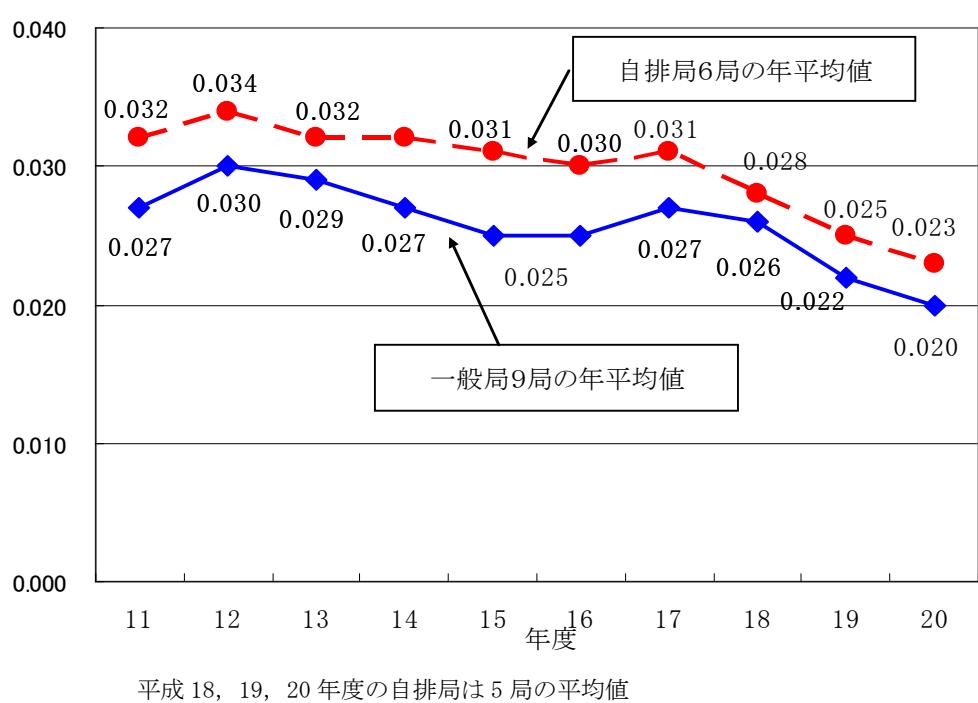
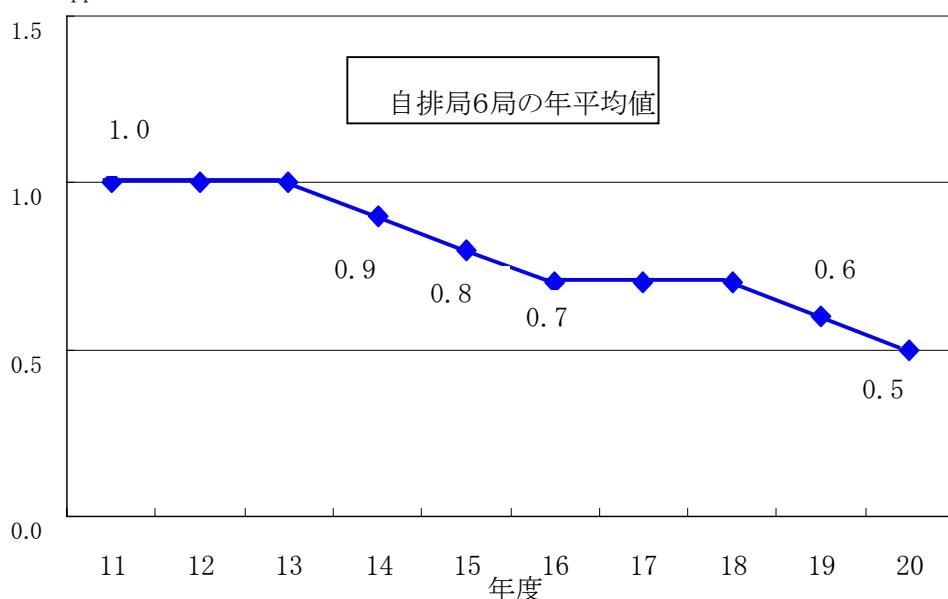


図4 一酸化炭素(CO)濃度の経年変化



平成 18, 19, 20 年度の自排局は 5 局の平均値

## b 濃度の概況

過去 10 年間についてみると、ほぼ横ばい又は緩やかな改善傾向にある（図 1～4）。平成 20 年度の環境基準の達成状況については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は全測定局で達成している。また、光化学オキシダントについては、一般環境大気測定局の全局で未達成となっている。

なお、環境基準の定めのない非メタン炭化水素、降下ばいじんについても測定、監視を行っている。

## イ 大気汚染対策

### a 硫黄酸化物対策

京都市大気汚染対策指導要綱に基づき排出量の抑制、小規模施設を含めた良質燃料使用の指導を行い、大規模な工場・事業場（以下、「工場等」という）と公害防止協定を締結している（平成 21 年 3 月末現在 137 工場等）。また、平成 20 年度には、大気汚染防止法、京都市大気汚染対策指導要綱に基づく立入調査を 302 工場等に対し行ったが、法令に違反する事例はなかった。

### b 窒素酸化物対策

窒素酸化物排出量の多い工場等への立入指導、自主点検報告の徹底を行い、良質燃料への転換や燃焼管理の適正化を推進している。

また、濃度が上昇する冬期における対策として、燃焼管理の徹底や適正な暖房温度の設定等、窒素酸化物の排出量の低減について工場等に協力を呼びかけている。

### c 浮遊粒子状物質対策

ばい煙発生施設等固定発生源からのはいじん、粉じんについては、大気汚染防止法、京都府環境を守り育てる条例により排出抑制を指導している。浮遊粒子状物質の発生源は、ばいじん、粉じんの他にも土壤粒子の巻き上げ、自動車排出ガス及びそれらの反応生成物等があり、近年、環境中の濃度は穏やかな改善傾向にある。

#### **d 光化学スモッグ対策**

「京都市光化学反応による大気汚染緊急時対策実施要領」に基づき、光化学スモッグ注意報発令時の周知方法、自動車運行自粛の協力要請、被害発生時の措置等を定め、対策を実施している。

なお、平成 20 年度は光化学スモッグ注意報の発令が 2 回あった。

#### **e 挥発性有機化合物対策**

光化学スモッグ等の原因の 1 つである揮発性有機化合物(VOC)の排出規制を実施するため、平成 16 年に大気汚染防止法が改正され、平成 18 年度から VOC 排出施設の設置者に対し、届出及び排出基準の遵守等が義務付けられた。平成 20 年度は 5 工場への立入調査を実施し、排出基準の遵守状況の把握及び指導を行っている。

#### **f アスベスト対策**

一般環境大気中のアスベスト濃度調査を毎年度実施しており 1.0 本／ $\varnothing$ 未満の濃度で推移している。

また、アスベスト製品製造施設等を設置する工場に対して、大気汚染防止法により、届出義務や敷地境界基準の遵守義務が規定されているが、本市では対象施設はない。

さらに同法では、建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止措置が規定されており、作業の届出時や立入調査時に作業基準の遵守を指導している。

### **(2) 水質汚濁**

#### **ア 水質汚濁の現状**

##### **a 河川水質常時監視**

鴨川、高野川、宇治川、桂川、小畠川、清滝川、有栖川、天神川及び旧京北町域の弓削川の 9 河川に環境基準の類型指定がなされ、これら 9 河川と岩倉川等 8 河川に京都市環境保全基準を設定している。これらの河川を含めた 22 河川 42 地点について水質汚濁防止法に基づき河川水質の常時監視を行っている。

##### **b 河川水質の概況**

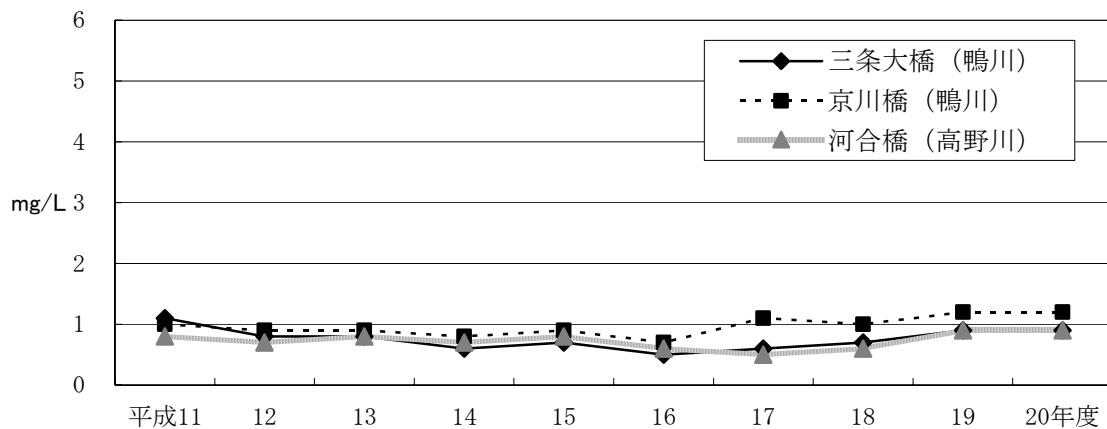
市内河川の状況を、水質汚濁の目安となる生物化学的酸素要求量 (BOD) でみると、鴨川・桂川等の主要河川で良好な水質が保たれているほか、近年、中小河川においても良好な水質となっている。

平成 20 年度の BOD の基準達成状況をみると、環境基準の水域類型があてはめられている 13 水域 26 地点及び市保全基準の水域類型があてはめられている 25 水域 37 地点、すべての地点で環境基準及び市保全基準を達成している。

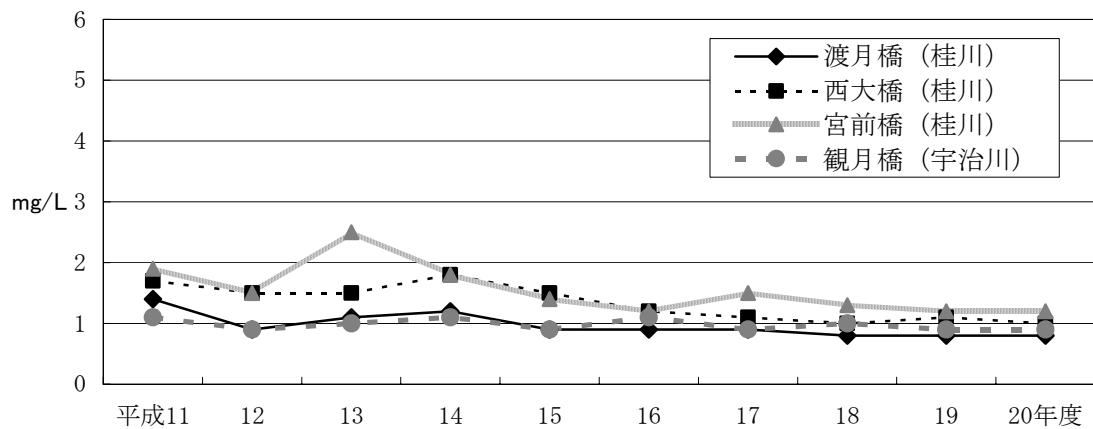
健康項目についても、全項目で環境基準及び京都市環境保全基準を達成している。

図 5 BOD 年間平均値の経年変化図

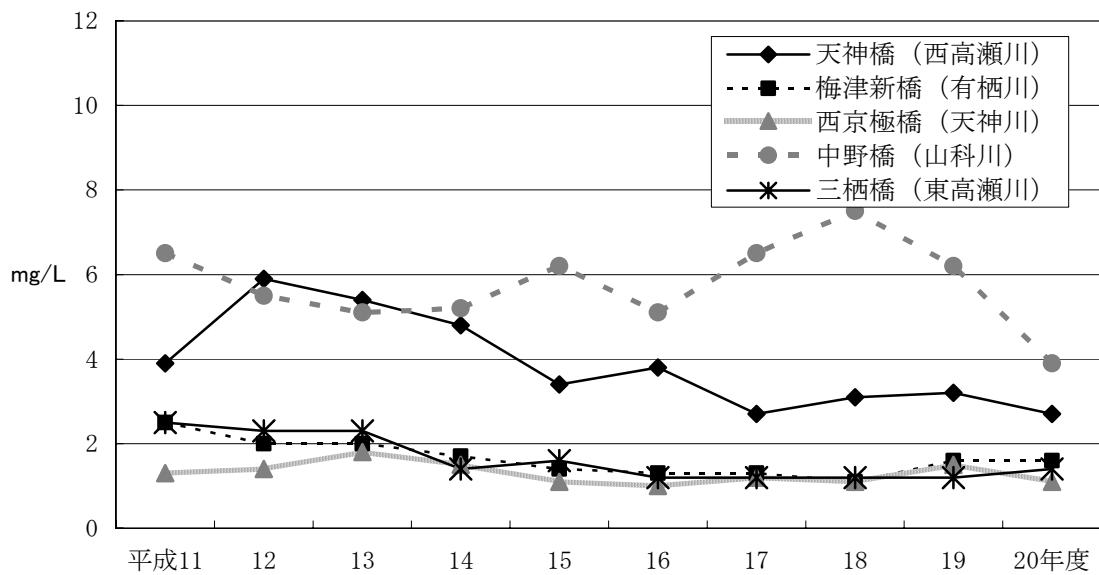
ア 鴨川・高野川



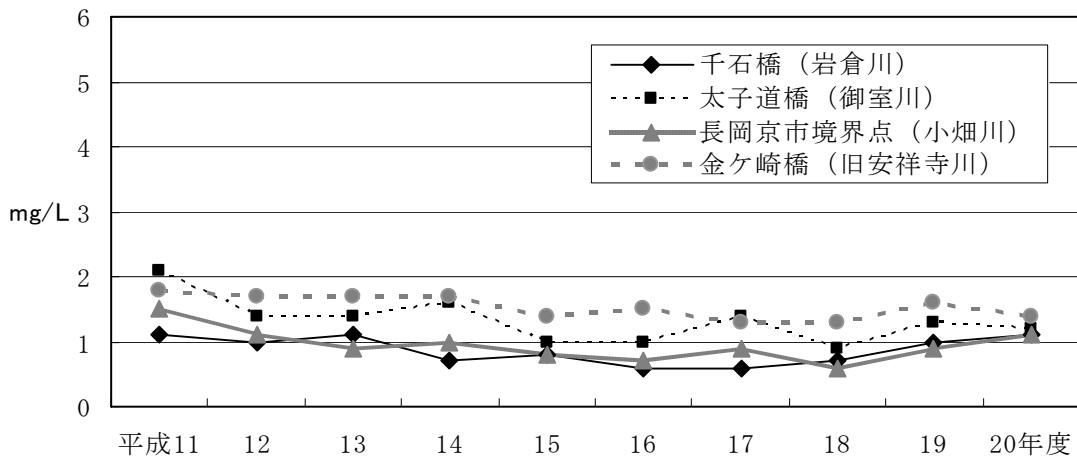
イ 桂川・宇治川



ウ その他の河川 (都心部)



## エ その他の河川（その他）



## c 地下水質常時監視

昭和 58 年度からテトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物等について地下水質調査を実施しており、水質汚濁防止法に地下水質の常時監視が規定された平成元年度からは、同法に基づき地下水質の常時監視を実施している。平成 20 年度は、揮発性有機化合物 10 項目、重金属等 9 項目及びその他 P C B 等 8 項目の合計 27 項目について、47 地点の井戸で調査を行った。

その結果、砒素 3 地点、テトラクロロエチレン 4 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 地点、合計 8 地点の井戸で環境基準を超過している。

## イ 水質汚濁対策

### a 工場・事業場対策

平成 20 年度において、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・許可工場等のうち、排水規制を受ける工場等に対し延べ 49 件の採水検査を行い、排水基準を超過していた 4 工場等について行政措置等を行った。

### b 地下水汚染対策

平成元年度に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレンなどの有害物質の地下浸透の禁止、排水基準の設定等、地下水質の汚濁防止について、法的措置がなされたため、トリクロロエチレン等について工場等の排水検査を行うとともに、地下浸透防止に係る指導を行っている。

### c 生活排水対策

生活排水による河川等の公共水域の水質汚濁を防止するため、平成元年から浄化槽の設置者に対し、補助金を交付している。平成 20 年度からは、補助金を増額し、より一層の設置促進を図っている。また、既設の浄化槽に対して、浄化槽法に基づき平成 20 年度は 942 施設に立入検査を実施し、維持管理の徹底について指導した。

### d その他の対策

ゴルフ場における農薬について、市内ゴルフ場の排出口における農薬の水質調査を毎年度行っている。また、油流出等の河川水質異状時には発生源への指導を行うとともに、関係各局へ連絡調整を行い、迅速に対応している。

### (3) 騒音、振動

#### ア 騒音・振動の現状

騒音は、直接人間の感覚を刺激し、休養や睡眠の妨害など日常生活に及ぼす影響が大きいことから毎年苦情件数の多くを占めており、平成20年度の市民からの苦情件数は204件と全苦情件数611件の33.4%を占めている。主な発生源は建設作業や工場等からの騒音・振動であるが、近年は生活様式の多様化に伴い、深夜営業のカラオケ、拡声機による商業宣伝放送、エアコン、ピアノなどの家庭用機器や楽器による近隣騒音も増加している。

振動は、騒音と同じ発生源から騒音と同時に発生することが多いため、振動単独の苦情が少なく、平成20年度は7件である。

#### イ 騒音・振動対策

##### a 環境騒音調査

昭和50年から隔年で、全市的な騒音の実態をとらえる目的で環境騒音調査を行ってきた。平成10年9月「騒音に係る環境基準」の改正にともない、平成11年度からは毎年度市内22地点で環境騒音調査(24時間測定)を行っている。平成20年度は22地点中16地点で昼夜間とも環境基準を達成している。

##### b 自動車騒音・道路交通振動調査

市内の主要な幹線道路沿道で、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視や道路交通振動測定を実施している。平成20年度は35地点で騒音振動測定を行った結果、評価対象戸数46,831戸のうち、41,067戸(87.7%)で昼夜間とも騒音に係る環境基準を達成していた。また、関係機関に対し自動車騒音対策を講じるよう要望を行っている。

##### c 鉄道騒音・振動調査

新幹線による騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況等を把握するために、京都府からの委託業務として騒音及び振動の測定調査を実施している。平成20年度は5地点で測定を実施したが、騒音の環境基準の達成率は、12.5m地点で40%，25m地点で100%，50m地点で100%であった。

また、在来線鉄道についても、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」を参考に、騒音及び振動の測定調査を実施している。平成20年度は市内1路線1箇所で測定を実施し、事業者に対して施設等の改善を申し入れた。

##### d 工場・事業場対策

騒音規制法、振動規制法、京都府環境を守り育てる条例に基づく規制対象施設を設置する工場等に対して、届出や規制基準の遵守について指導している。

また、規制を受けない工場等に対しても、本市独自の「公害防止事前相談・指導制度」により騒音公害等の未然防止に努めている。

##### e 近隣騒音対策

カラオケや屋外の資材、土砂置き場等の夜間騒音又は拡声機による騒音については、京都府環境を守り育てる条例に基づき使用又は音量制限を行うとともに、立入指導を行っている。また、飲食店営業許可申請や許可更新が必要な事業者については申請時をとらえ、営業者に対して未然防止のための啓発指導も併せて行っている。

エアコン等の家庭用機器やピアノ等の楽器による生活騒音は、法令等の規制対象外の騒音であるが、販売、取付業者に対して関係組合等を通じ、使用方法や使用時間、設置場所等、近隣騒音の未然防止に向けた指導、啓発を行っている。

## **f 建設作業騒音・振動対策**

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出時には、騒音及び振動の未然防止のために必要な指導を行うとともに、作業現場への立入指導を行っている。

## **(4) 悪臭**

### **ア 悪臭の現状**

悪臭防止法及び京都市悪臭防止対策指導要綱に基づき、工場等から発生する悪臭物質の排出を規制するとともに、京都府環境を守り育てる条例に基づき、特定施設の届出を義務づけている。平成 20 年度の市民からの悪臭苦情件数は 209 件と全苦情件数 611 件の 34.2% を占め、本市では特に繊維工業等に対する苦情が多い。

### **イ 悪臭防止対策**

工場等に対して、悪臭測定を実施し、規制基準の遵守状況を確認するとともに悪臭苦情を未然に防止するため、生産工程等の改善を含めた悪臭防止対策等を講じるよう指導している。

#### **a 法による規制**

悪臭防止法に基づき、都市計画法に基づく都市計画区域内において、アンモニア、メチルメルカプタン、アルデヒド類等、22 の特定悪臭物質について規制している。平成 20 年度には、8 工場等について、特定悪臭物質の濃度測定を実施した結果、規制基準を超過する事例はなかった。

#### **b 要綱による規制**

特定悪臭物質以外の物質やにおいが混ざり合った複合臭にも対応するため、「京都市悪臭防止対策指導要綱」を制定し、人間の嗅覚を用いた測定を実施している。平成 20 年度には、8 施設について、嗅覚測定を実施した結果、指導基準を超過する事例はなかった。

## **(5) 土壤汚染**

土壤汚染については、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）により、農用地の土壤を対象に地域を指定して対策が図られてきた。（ただし、市内に対策地域はない。）

また、平成 3 年にカドミウム等 10 項目の一般土壤の汚染に係る環境基準が定められ、その後、テトラクロロエチレン、ふつ素、ほう素等が追加され、現在 27 項目について環境基準が定められている。

近年、市街地において再開発等に伴い、過去に蓄積した有害化学物質を含む土壤の存在が明らかになる事例が全国的に増加し、土壤汚染対策の法制化の機運が高まり、平成 14 年 5 月 29 日に土壤汚染対策法が公布され、平成 15 年 2 月 15 日に施行された。

平成 20 年度は、土壤汚染対策法に基づく調査について 5 件の報告を受けた。また、土壤汚染対策法の指定基準に適合しないとして 1 件を指定区域に指定し、その後、対策措置を完了したため解除した。

なお、汚染土壤の適正処理を確保するために汚染土壤処理業の許可制度を創設する等、土壤汚染対策法の一部を改正する法律が平成 21 年 4 月 24 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日に施行される。

## (6) 地盤沈下

地盤沈下状況を全市的に把握するため、昭和 48 年度から水準点を設置し、測量を行っている。

平成 6 年度以降は国土地理院における測量頻度に合わせて概ね 4~5 年に 1 回の頻度で測量を行い、平成 19 年度に 47 地点で水準点の測量を行っている。その結果、環境省が示す地盤沈下の目安である年間沈下量 1cm を超える地点はなく、全市的に見て著しい地盤沈下を生じている地域はなかった。

## (7) 有害化学物質対策

### ア ダイオキシン類対策

本市では、平成 11 年にダイオキシン類特別対策会議を設置し、ダイオキシン類対策の基本的な取組方針を策定するとともに、「京都市ダイオキシン類対策推進計画」に基づき、関係局が連携して、総合的かつ効果的なダイオキシン類対策を推進している。また、平成 10 年からダイオキシン類の一般環境調査を実施しており、ダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成 12 年以降は、同法に基づく常時監視として継続して実施している。

#### a 一般環境中のダイオキシン類調査（平成 20 年度）

##### ＜大気調査＞

市内 9 地点で年 4 回調査を実施した結果は、 $0.0055\sim0.071 \text{ p g - TEQ/m}^3$  であり、9 地点とも大気に係る環境基準（年間平均値： $0.6 \text{ p g - TEQ/m}^3$ ）を達成している。

##### ＜河川水質調査＞

市内 13 地点で年 2 回調査を実施した結果は、 $0.011\sim0.570 \text{ p g - TEQ/l}$  であり、水質に係る環境基準（年間平均値： $1 \text{ p g - TEQ/l}$ ）を達成している。

##### ＜河川底質調査＞

市内 13 地点で年 1 回調査を実施した結果は、 $0.21\sim3.9 \text{ p g - TEQ/g}$  であり、底質に係る環境基準（ $150 \text{ p g - TEQ/g}$ ）を達成している。

##### ＜地下水調査＞

市内 10 地点で年 1 回調査を実施した結果は、 $0.010\sim0.012 \text{ p g - TEQ/l}$  であり、水質に係る環境基準（ $1 \text{ p g - TEQ/l}$ ）を達成している。

##### ＜土壤調査＞

一般環境 14 地点で年 1 回実施した結果、 $0.21\sim6.2 \text{ p g - TEQ/g}$  であり、すべての地点で土壤に係る環境基準（ $1,000 \text{ p g - TEQ/g}$ ）を達成している。

#### b 発生源周辺地域におけるダイオキシン類調査（平成 20 年度）

大岩街道周辺地域における大気年 4 回及び土壤年 1 回について調査を実施した結果、大気は  $0.096 \text{ p g - TEQ/m}^3$ 、土壤は  $3.2 \text{ p g - TEQ/g}$  であり、大気及び土壤に係る環境基準を達成している。

#### c 発生源対策

特定施設設置者に対し、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」に基づく指導や自主測定報告を徴収するとともに、廃棄物焼却炉等におけるダイオキシン類の排出ガス濃度測定を実施している。平成 20 年度は 8 施設について排出ガス測定を行った結果、すべて排出基準を下回っていた。

## **イ 有害大気汚染物質モニタリング調査**

大気汚染防止法第2条第13項で「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」として、平成8年10月に22物質の優先取組物質が設定され、平成9年10月から一般環境、固定発生源周辺及び沿道においてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等のモニタリング調査を実施している。平成20年度の測定物質は、一般環境については19物質、固定発生源周辺については9物質、沿道（2地点）については4～5物質である。

環境基準が設定されているのは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質であるが、調査を実施した全地点で環境基準を達成している。

## **ウ 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）対策**

環境省では、平成10年5月に策定した「環境ホルモン戦略計画 speed '98」に基づき、内分泌かく乱のおそれのある物質について、平成10年度以降環境中濃度の全国調査を実施するとともにリスク評価が進められており、既にノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールA、o, p'-DDTに、魚類をメス化する環境ホルモン作用のあることが確認された。平成17年3月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—EXTEND2005—」が発表され、環境中濃度調査の継続、ヒトその他生物種への影響評価等から新たな物質リストを作成することなどが示された。

本市では、平成11年にダイオキシン類特別対策会議を設置し、環境ホルモン対策の基本的な方針を全庁的に協議するとともに環境ホルモン特別対策専門部会を設置し、水に注目した環境状況の把握に努めることとし、市内河川における実態把握のための調査を実施している。平成20年度はノニルフェノール等8物質について、市内7河川11地点で水質調査を実施した。

## **エ 化学物質環境実態調査等**

化学物質による環境汚染の未然防止や適切な化学物質対策の立案を目的として、環境省が化学物質の全国調査として継続実施している化学物質環境実態調査に参画し、平成20年度はDDT、クロルデン等39物質の河川水質調査、33物質の底質調査及びジエチレングリコール等7物質の大気調査を実施した。

## **オ 化学物質の環境への排出量の把握等**

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PTR法）により、平成13年4月から事業者による第一種指定化学物質の排出量等の把握が義務づけられている。平成14年度以降、毎年、事業者からの環境への排出量・移動量の届出の受理をはじめとする関連事務を開始し、平成20年度は、276事業所から、113物質（のべ1,159物質）について届出があった。

### **(8) 酸性雨対策**

工場の排煙や自動車の排出ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物といった大気汚染物質が、大気中で変化して雨に溶け、酸性の強い雨、いわゆる「酸性雨」となって降り、特に欧米諸国では深刻な環境問題となっている。

わが国においては、気候や土壤などの違いから現在のところ顕著な影響はないが、一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、将来深刻な影響が出る恐れがある。また、国を超えて広域に影響を及ぼすものであり、特に今後、経済発展が予測される東アジアにおいて、酸性雨問題が益々深刻化する可能性があることから、国際的なモニタリング体制も強化されつつあり、国レベルの取組として、平成15年度には、長期モニタリング体制が整備され、本市においてもこれまで隔年に実施されていた陸水モニタリング調査が、毎年実施されることとなった。

本市においては、酸性雨の原因である硫黄酸化物や窒素酸化物の発生をできるだけ抑えるため、工場・事業所等に対する固定発生源対策及び自動車に対する移動発生源対策などを進めている。

これまで本市におけるpHの値は、測定開始当初から特に大きな変化はなく、平成20年度の年平均値はpH4.7であった。また環境省による酸性雨対策調査（平成16年度～平成18年度）では、地点別の年平均値pH4.5～pH4.9の範囲で、本市の値は概ね全国の平均的な値と同レベルのものとなっている。

## (9) 公害防止事前相談

公害の発生を事前に防止するため、昭和43年9月から、工場等の公害発生源に対して、新築及び増改築前にその建築確認申請に基づき、公害防止対策面のチェック及び公害防止の指導を行っている。この公害防止事前相談制度は「京都方式」と呼ばれている。平成20年度は、102件に対して指導を行った。

また、平成2年6月に「公害防止事前相談制度に係る緑化指導指針」を策定し、工場等に対し、公害防止事前相談と併せて、緑化指導を実施している。

## (10) 公害苦情

公害苦情は、環境基本法に定義されている大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下の典型7公害のみならず、生活環境に係る公害を含め多岐にわたっているが、市民から寄せられる苦情に対しては、公害紛争処理法に基づき、その解決を図るよう努めている。

平成20年度の苦情611件を公害の種類別に見ると、悪臭が209件と最も多く、順に騒音204件、大気汚染110件、水質汚濁73件、振動7件、典型7公害以外8件となっている。

## 6 自動車公害対策

### (1) 京都市自動車公害防止計画の推進

#### ア 京都市自動車公害防止計画

本市域における新しい自動車公害防止対策の指針として、平成5年3月に策定した旧計画に、まちづくりの視点から交通需要管理施策などを加え、平成13年3月に「京都市自動車公害防止計画～ひととまちにやさしいくるまエコプラン～」を策定し、関係行政機関、関係業界団体、事業者及び市民に対し理解と協力を求めながら各種対策の具体化に向けた取組を展開している。

＜計画の対象地域＞ 京都市全域

＜計画の期間＞ 平成13年度～22年度

＜計画の目標＞

大気汚染…二酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素についての  
国の環境基準及び京都市環境保全基準

自動車騒音…国の環境基準及び京都市環境保全基準

道路交通振動…大部分の市民が日常生活において支障を感じない程度

二酸化炭素等の温室効果ガス…削減努力

なお、平成23年度からの新しい計画に向け、平成21年度から自動車環境対策協議会において見直しを進めている。

#### イ 京都市自動車環境対策協議会

自動車公害問題は多岐に渡るため、その解決には本市の取組はもとより関係行政機関、関係業界団体などの理解と協力が不可欠であることから、平成3年8月京都市自動車公害防止協議会を設置した。平成20年度からは、自動車に係る地球温暖化対策にも連携して取り組むため、名称を自動車環境対策協議会と変更した。

平成20年11月に実施した「エコドライブ大行動フェスタ'08」を主催するなど、具体的な事業実施や次世代自動車普及促進策の議論・検討等意見交換を行っており、電気自動車を利用したカーシェアリングシステムの実施に際しては、協議会の関連団体との連携について議論を行った。

平成21年7月には新たに委員を迎える、次の4点について取り組んでいく。

- ・ 自動車公害防止計画の見直し及び改定
- ・ 次世代自動車の普及と充電設備の設置促進
- ・ 電気自動車を利用したカーシェアリングの実施連携と評価
- ・ エコドライブの普及啓発（エコドライブ大行動）

＜協議会開催状況＞（平成21年10月1日現在）

平成20年度 委員会1回、幹事会1回

平成21年度 委員会1回

## ウ 低公害車の導入促進

天然ガス自動車やハイブリッド自動車の低公害車を公用車や市バスに導入し使用とともに、各種行事における啓発及び環境調査などにも活用している。また、中小運送事業者への天然ガス車リース料の一部補助制度、「環境にやさしい荷物の配送」のため、「京・まちなかエコカー普及運動」の促進事業、及び中小企業者への低公害車購入資金の融資制度を設けて普及に努めている。

※ 電気自動車の導入等については、P42、43 次世代自動車普及促進事業の項を参照

## エ 本市における低公害車の率先導入

本市では環境負担の少ない自動車を積極的に公用車に採用するため、平成7年4月から公用車購入車種指定制度を設け、排出ガスのより少ない車種の購入を進めてきた。

平成20年7月からは、「京都市公用車購入等に係る車種選定要綱」を制定し、公用車の購入等に当たっては、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）を中心に、自動車の種類、用途に応じ、可能な限り低排出ガス、低燃費のものとし、特に一般公用車（乗用車）にあっては、国で定める最も厳しい低排出ガス認定車及び政令指定都市で最も厳しい燃費基準（数値基準）に適合するものとした。

平成21年3月末現在、本市公用車には、電気自動車10台、天然ガス自動車51台、ハイブリッド自動車42台、低排出ガスかつ低燃費車355台の合計519台の低公害車を導入するとともに、市バスにアイドリング・ストップバス635台を導入している。

さらに、廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製し、平成9年11月からごみ収集車全車と一部の市バスで利用している。また、平成14年3月からは、市バスのディーゼル廃気微粒子除去装置（D P F）の装着を行っている。（平成21年3月末累計73台）

## オ 京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会

本市を含む京阪神六府県市では、平成12年8月に「京阪神六府県市低NO<sub>x</sub>車普及促進協議会」を改組して「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」を設立し、市販されている自動車の中でもNO<sub>x</sub>及び粒子状物質等の排出量の少ない自動車を「LEV-7」として指定し、ステッカー、小冊子、ホームページ等により、その普及促進を図っている。

## 7 普及啓発

### (1) 京都環境賞

市民の自主的な環境保全活動を推進するため、平成 15 年度から地球温暖化の防止や循環型社会の形成をはじめとする環境保全に関する活動を先進的・斬新な手法等により実践している個人または団体を顕彰する表彰制度を実施している。

### (2) 環境月間(6 月)の取組

環境保全の重要性を認識し、環境保全活動の契機とするため、各種事業を実践している。

(平成 21 年度実施事業一覧)

事 業 名	内 容
環境活動交流会 エコセンうきうきまつり 6/21	京都市環境保全活動センターでの取組 「水」をテーマに子どもから大人まで楽しみながら環境について考える様々なイベントを開催。 <参加者：1,133名>
エコドライブ推進事業所セミナー 6/26	エコドライブ推進事業所を対象に講演会を開き、エコドライブの重要性や普及手段等を伝えた。<参加者：42人>
携帯電話リサイクル促進事業 6/8～7/7 イベント 6/13, 6/27	市内 15箇所に携帯電話専用回収ボックスを設置(6/8～7/7)し、サッカー試合会場（京都サンガ F.C.）にて回収イベントを開催した。<携帯電話本体回収個数：1,265個>
「世界の京都・まちの美化市民総行動」～安心で、気持ち良く暮らせる美しい都市～「京都・まち美化大作戦」 6/7	四条河原町交差点界隈で、市民、事業者、行政との協働により、門掃き、ごみのポイ捨て禁止等の呼び掛け、不法投棄、放置自転車、違法駐車、違法広告物等のまちの美観を損なうものの一掃に向けた美化啓発活動を実施した。 <参加者：約 244 人>
環境美化行動 (市役所全局及び市民で実施) 6 月中	友・遊・美化パスポート事業（市民参加で五条公園、嵐山中ノ島公園等の美化活動）をはじめ、市内各所で一斉清掃やビラの配布等のキャンペーン活動を行った。 <延べ参加者：約 37,000 人> <収集ごみ量：約 70 t >
広報、啓発 6 月中	広報発表、市民しんぶん、ポスター、ちらし、物品等による啓発を実施した。 <ポスター配布：12,000 枚> <チラシ配布：10,000 枚>

### (3) 京都市環境情報の発行

市民・事業者に対し、本市に環境施策等を周知するための広報媒体として、「京都市環境情報」を年 3 回程度発行している。

<実績> 平成 20 年度 NO.344 6 月 2 日 3,000 部

NO.345 10 月 24 日 3,000 部 計 6,000 部 発行